



事務連絡
令和3年4月23日

県立学校長 殿

高校教育課
スポーツ振興課

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (運動・文化部活動の取扱いについて)

このことについては、下記の内容に留意してください。

記

1 対応期間

- 5月1日(土)から5月10日(月)まで

2 感染急増圏域(赤圏域)の県立学校について

- 日向・東臼杵圏域においては、感染急増圏域(赤圏域)が解除されるまで、4月16日付け事務連絡を継続する。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 活動時間は、平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日とすること)
- ・ 活動場所は、原則、学校内とする。ただし、感染拡大防止対策を十分に実施できる施設等については可とする。その際、生徒の移動等についても感染防止対策を徹底すること。なお、学校外で活動を行う際には、必ず、事前に管理職との確認を行うこと。
- ・ 他校との交流(合同練習や対外試合)は行わないこと。
- ・ 施設が限られる競技や人数不足により、日頃から合同で練習している場合は、複数校での活動ができるものとする。

- 感染急増圏域(赤圏域)解除後は、令和3年4月12日付け事務連絡の「感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について」の内容とする。
- 今後、新たに感染急増圏域(赤圏域)の対象となった圏域の県立学校においては、1週間の部活動中止とする。それ以降については県教育委員会と協議すること。

3 感染急増圏域(赤圏域)以外の県立学校について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- ・ 県内他校との交流は、慎重な判断のもと行うこと。ただし、感染急増地域(赤圏域)との交流は行わないこと。
- ・ 県外他校との交流は行わないこと。
- ・ 宿泊を伴う活動(合同練習や合宿等)は行わないこと。



4 大会参加について

- 令和3年4月12日付け事務連絡の内容を継続する。

- ・ 県内大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟主催・共催大会及び全国大会・九州大会の予選となる大会のみ参加できるものとする。
- ・ 県外大会については、高等学校体育連盟（高等学校野球連盟）、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できるものとする。
- ・ 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- ・ 宿泊については、県教育委員会（文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課）に相談すること。

5 その他

- 上記の対応は、4月23日（金）時点のものであり、今後、県内及び各学校の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 5月11日（火）以降の対応については、5月10日（月）までに連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。

問合せ先

高校教育課（高校教育・学力向上担当）

0985（26）7033

スポーツ振興課（学校体育担当）

0985（26）7596